明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（金融庁八一）　一
○最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（同八二）　九
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（同八三）　一三
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（金融庁・法務・財務五）　一七
○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（金融庁・財務・経済産業五）
○農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（金融庁・農林水産一七）

〔官庁報告〕
国家試験
税理士試験合格者公告（国税審議会）　二三

〔公　告〕
諸事項　二四
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人平成二十三事業年度財務諸表（国立女性教育会館・情報処理推進機構）、平成二十四年度浄化槽管理士試験合格者、日本弁護士連合会裁決・裁判取消訴訟の判決確定関係　四二
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　四三
会社その他
会社決算公告　四三
　　四六

告示

○金融庁告示第八十一号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二及び第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月七日

金融庁長官　畑中龍太郎

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第一条　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　信用リスクの内部格付手法」を「　第六節　間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例（第百三十九条の二）
第七章　信用リスクの内部格付手法」に、「第九章　マーケット・リスク」を「第八章の三　中央清算機関関連エクスポージャーの取扱い（第二百七十条の六―第二百七十条の九）
第九章　マーケット・リスク」に改める。

第一条第七号の次に次の二号を加える。

七の二　中央清算機関　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業を営む者及び商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十七項に規定する商品取引債務引受業を営む者並びに外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業又は商品取引債務引受業と同種類の業務を行う者をいう。

七の三　適格中央清算機関　銀行が第二百七十条の八第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を銀行に提供している者であって、次に掲げる者をいう。

イ　金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関

ロ　商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関

ハ　外国の中央清算機関のうち当該中央清算機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者

第一条第十七号イ中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削り、同条第三十七号の二の次に次の四号を加える。

三十七の三　トレード・エクスポージャー　派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポージャーをいう。

三十七の四　直接清算参加者　トレード・エクスポージャーに係る債務を、引受け、更改その他の方法により負担させる契約を中央清算機関との間で直接締結する者をいう。

三十七の五　間接清算参加者　直接清算参加者を通じて中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーを有する者をいう。

三十七の六　清算基金　自ら及び他の直接清算参加者が中央清算機関に対し債務不履行又は支払不能により損失を与えた場合における当該損失を補塡するために、直接清算参加者が中央清算機関に預託する金銭その他の財産をいう。